

ID: 1894

担当部署: 建設水道課

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の19		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第25条の19の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第25条の19 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、公共下水道管理者の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日